

【中国】国際刑事司法共助法の制定

海外立法情報課長 岡村 志嘉子

* 2018年10月26日、中国と外国との刑事司法共助を一層推進するための法的基盤を整備し、国際的な犯罪取締りの実効性を高めることを目的として、国際刑事司法共助法が制定された。

1 背景と経緯

中国政府は近年、汚職・腐敗、越境犯罪等の取締りを強化するため、国際的な協力の枠組みの構築に力を入れている。その中では、法整備も重点課題の1つとされている。

中国は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（国際組織犯罪防止条約）」¹（2000年11月15日採択）を2003年8月27日に批准し、「腐敗の防止に関する国際連合条約（国連腐敗防止条約）」²（2003年10月31日採択）も2005年10月27日に批准している。また、刑事司法共助に関する二国間条約も、既に54か国との間で締結している。

一方、国際司法共助関連の現行国内法としては、犯罪人の引渡しについて引渡法³（全4章55か条）が2000年12月28日に公布・施行されている。また、民事司法共助については、民事訴訟法⁴第27章「司法共助」（第276条～第283条）において、司法共助の内容、請求、手続等に関する具体的な規定が設けられている。しかし、刑事司法共助については、刑事訴訟法に第17条として原則規定が1か条あるのみであった⁵。

このように、国内法において国際条約を履行するための法的根拠となる規定の整備が立ち遅れているため、刑事司法共助の実効性が十分に確保されず、刑事司法共助に関係する行政・司法各部門の職責分担の明確化や協力体制の整備も課題となっていた。政府部内では、国際組織犯罪防止条約の批准後間もない2004年から、国際刑事司法共助について定める法律の制定に向けて、具体的な検討が続けられてきた。その検討は習近平政権の下で加速し、2015年6月、第12期（2013年～2018年）の全国人民代表大会（全人代）常務委員会における優先立法事項の1つとすることが決定された。

2017年12月、国際刑事司法共助法案が全人代常務委員会に提出され、第1回審議が行われた。その後、意見公募を経て、法案には若干の修正が加えられ、2018年10月の同委員会において第2回審議が行われた後、同月26日に可決された。

成立した国際刑事司法共助法⁶は全9章70か条から成り、同日公布・施行された。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年12月5日である。

¹ 同条約の詳細については、外務省ホームページ参照。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty156_7.html>

² 同条約の詳細については、外務省ホームページ参照。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_6.html>

³ 「中华人民共和国引渡法」中国政府法制信息网 <<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=333459&Query=%E5%BC%95%E6%B8%A1&IsExact=>>>

⁴ 「中华人民共和国民事诉讼法」同上 <http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/7/5/art_11_205602.html>

⁵ 刑事訴訟法第17条は次のとおり。「我が国の司法機関と外国の司法機関は、中華人民共和国が締結し、若しくは参加する国際条約又は互恵の原則に基づき、相互に刑事司法共助を請求することができる。」「中华人民共和国刑事訴訟法」同上 <http://www.chinalaw.gov.cn/art/2012/3/19/art_11_88192.html> なお、この条は、2018年10月26日の同法改正により、第18条となった。

⁶ 「中华人民共和国国际刑事司法协助法」同上 <http://www.chinalaw.gov.cn/art/2018/10/29/art_11_209487.html>

2 法の構成と主な内容

(1) 構成

第1章：総則（第1条～第8条）、第2章：刑事司法共助請求の提出、受理及び処理（第9条～第19条）、第3章：文書の送達（第20条～第24条）、第4章：証拠の調査及び取得（第25条～第30条）、第5章：証人の証言又は調査協力（第31条～第38条）、第6章：関係財産の封印、差押え及び凍結（第39条～第46条）、第7章：違法所得及びその他の関係財産の没収及び返還（第47条～第54条）、第8章：受刑者の移送（第55条～第66条）、第9章：附則（第67条～第70条）。

第2章から第8章までの各章は、全て2つの節から成る。いずれも、第1節は、中国が請求国となる場合の規定、第2節は、中国が被請求国となる場合の規定である。

(2) 立法目的・定義・適用範囲

①国際刑事司法共助の正常な実施の保障、②刑事司法分野の国際協力の強化、③犯罪に対する効果的な懲罰、④個人及び組織の合法的権利利益の保護、⑤国家利益と社会秩序の維持を目的とする（第1条）。

国際刑事司法共助とは、中国と外国が、刑事事件に係る証拠取得、捜査、訴追、裁判、法執行等において相互に協力することをいう（第2条）。相互協力の具体的な内容は、第2章から第8章までに規定されている。

中国と外国との刑事司法共助は、この法律に基づいて実施し、外国からの請求に基づく刑事司法共助の実施については、この法律に定めるほか、刑事訴訟法その他の関係規定を適用する（第3条）。

(3) 刑事司法共助実施の基本原則

中国は、外国との間で平等互恵の原則に従って刑事司法共助を実施し、中国の主権、安全及び社会の公共利益を損なうことや、中国の法律の基本的原則に違反することがあってはならない（第4条）。

外国の機関、組織及び個人が中国国内でこの法律に定める刑事訴訟活動を行うとき、並びに中国国内の機関、組織及び個人が外国に対して証拠の提供及びこの法律に定める共助を行うときは、いずれも事前に中国の主管機関の同意を得なければならない（同条）。

(4) 費用負担

国は、刑事司法共助に必要な経費を保証する（第7条）。刑事司法共助請求の実施に係る費用負担については、刑事司法共助条約（以下「条約」）の規定によるものとし、条約がなく又は条約に関連規定がないときは、平等互恵の原則に従って協議し、決定する（第8条）。

(5) 主管機関等

司法省等の対外連絡担当部局は、刑事司法共助請求の提出、受理及び移送並びにその他の関連事務処理に責任を負い、条約締結国との連絡は、外交ルートを通じて行う（第5条）。

国家監察委員会、最高人民法院、最高人民検察院、公安省及び国家安全省は、国際刑事司法共助の主管機関であり、外国から提出された刑事司法共助請求の審査、処理等の業務を職責分担に基づいて担当する（第6条）。

(6) 刑事司法共助の請求

刑事司法共助請求書の提出は、条約の定めるところによる。条約がなく又は条約に関連規定がないときは、この法律の定めるところによらなければならない（第9条、第13条）。